

入 居 契 約 書

ケアハウス見晴台施設長(以下「甲」という)と、部屋番号_____ 入居者_____
(以下「乙」という)とは、次のとおり契約を締結する。

(目 的)

第1条 甲は、乙に「ケアハウス見晴台」をその生活の場として提供する。乙は、ここにおいて、甲から、本契約に定める各種のケアを受けながら生活を営む。

(管理運営)

第2条 甲は、定められた職員を配置し、入居者が日常生活を営んでいくうえで、各種ケアを行うとともに、施設の運営事務、建物及び各種設備の維持管理、安全管理等を執り行う。

(遵守義務)

第3条 乙は、共同生活を営んでいくうえで必要な約束や規則を定めた「管理規定」等をよく理解し、それらを守り、他の入居者と共に、また、地域社会の一員として、楽しい生活を送ることができるよう心がける。

(各種ケア)

第4条 甲は、乙に対し、次に掲げるケアを行う。

- 1、食 事
- 2、入 浴
- 3、各種の生活相談
- 4、健康の相談と管理
- 5、生活援助等
- 6、緊急時の対応
- 7、地域社会の一員として生活していくうえでの支援

(食 事)

第5条 甲は、乙に対し、その要望を取り入れながら、1日3食の食事を提供する。

(入 浴)

第6条 入浴は各自がその居室の浴室で行う。甲は給湯設備の保守・管理にあたる。

(生活相談)

第7条 甲は、乙からの要望があるときは、各種の生活相談に応じ、乙が可能な限り自立的な生活が営んでいくことができるよう、誠意をもって適切な助言をする。また必要があるときは行政及び関係機関への紹介、手続等の援助を行う。この際に知り得た乙の個人情報等については、甲は、守秘義務を負うものである。

(健康相談と管理)

第8条 甲は、乙が心身ともに健康に暮らしていくことができるよう、定期的に、また必要に応じて随時、提携する医療機関からの協力を得ながら、健康相談に応じ、疾病の予防・早期発見のために配慮していく。乙が、病気・負傷等により通院・入院を要す

るような場合には、希望により甲は、連携する医療機関に責任をもって紹介する。

(生活援助等)

第9条 甲は、乙が日常生活を営む上で本契約に定めるケアを超える特別な介護を必要とする状態になったときは、乙の意思と選択を尊重し、適切な在宅サービスが利用できるよう、必要な手続をとることとする。ただし、この場合に要する費用は乙の負担とする。

(緊急時の対応)

第10条 甲は、乙の急病、事故又は施設に火災等の緊急避難を要する事態が発生した場合に備え、迅速・的確な処置がとれるよう、施設内において安全管理体制を日常的に点検し維持するとともに、関係機関との緊密な連絡・連携を保持していくよう努めなければならない。

- 2、乙の責めに帰すべき原因・理由により生じた事故については、甲はその責任を問われないものとする。

(地域社会との仲立ち)

第11条 乙は、地域社会の一員としての自覚を持ち積極的に地域の人々と交流し、充実して楽しい生活を営むよう心がける。甲は、ケアハウスを地域に向けて開かれたものとして運営し、様々な方法により、乙と地域の人々との交流が広がり深まっていこう、その仲立ちをしていく。

(利用料)

第12条 利用料の額については、甲は国が定める基準に従い、市との協議に基づき、生活費・事務費・管理費を合算した額を別途個人別に算定し、これを乙に通知する。国が定める基準の変更があった場合も甲は速やかに対応しこれを乙に通知する。

- 2、前項の他、各居室の電気・水道料金・給湯及び特別なサービスに要する費用は乙の負担とする。サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、甲は乙に対して変更を行う日の1か月前迄に説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。

- 3、甲は乙に対して前項の変更に同意することができない場合、本契約を解除することができる。

(利用料の納入)

第13条 乙は、甲から前条の利用料通知を受けた時は、当月分として毎月10日までに甲の指定する金融機関の口座に支払うものとする。詳細は、重要事項説明書による。

(資料の提出)

第14条 乙は、入居時及び毎年度、利用料認定に要する次の書類を、甲に提出しなければならない。

(1) 収入申告書

① 収入額の認定に必要な書類

イ、前年度分の所得税の確定申告書の写し

ロ、確定申告の無い場合は、年金通知書の写しまたは給与所得の源泉徴収票、

その他収入を証明できる書類

ハ、利用料を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類
(入居時のみ)

② 必要経費の認定に要する書類

イ、租税、医療費、社会保険料、介護保険料等の領収書

ロ、その他の必要経費を証明できる書類

(2) その他、甲が指定する書類

2、 甲は、これらの書類を適切に保管するとともに、これにより知り得た乙の個人情報について守秘義務を負う。

(身元保証人)

第 15 条 乙は、入居時に、身元保証人として 2 人をたてるものとする。

2、 身元保証人は、乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負うとともに、必要な時は乙の身柄を引き取る責任を負うものとする。

3、 身元保証人の住所、連絡先、氏名等に変更があった場合及び事故、死亡等の止むを得ない事由から身元保証人を変更するときは、その旨を甲に延滞なく通知しなければならない。

(造作・模様替え等の制限)

第 16 条 乙は、その居室を造作、模様替えをしようとするときは、甲に対して、あらかじめ書面をもってその内容を届け出て、甲に承認を得なければならない。

2、 乙は、その居室以外において造作、模様替えをしてはならない。

(居室内の補修)

第 17 条 乙は、自己の意思によってその居室内の補修、改修を行うときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。またそれに要する費用は乙の自己負担とする。

(原状復帰の義務)

第 18 条 乙は、施設及びその備品について、乙の責任に基づき汚損、破壊、若しくは滅失したとき、または甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに乙の責任において原状に回復するか、または甲が定める代価を支払わなければならない。

2、 乙は、この契約を解除または終了した場合において、その居室を明け渡すとき、修理若しくは取り換えを要する場合は、その費用を負担しなければならない。

(長期不在)

第 19 条 乙がその居室に、1 ヶ月以上にわたり不在となる場合には、乙は甲に対し、あらかじめその旨を届け出なければならない。その場合の各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について、事前に甲との間で協議するものとする。

(立ち入り)

第 20 条 甲は、居室の保全、衛生、防犯、防災等の緊急の必要があると認められたときに限り、乙の承認を得ることなくその居室に立ち入ることができる。ただし、事後必ず立ち入りを必要とした理由を乙に説明しなければならない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号に該当したときは、必要な期間において、この契約を解除することができる。

- (ア) 定められた利用者の条件に関して虚偽の届け出を行って入居した場合。
 - (イ) 事務費の減額申請(収入申告書)等の提出書類に虚偽の記載をし申告した場合。
 - (ウ) 正当な理由なく利用料及びその他の費用等の支払いを怠り、その滞納額が 3 ヶ月分に達した場合。
 - (エ) 甲の承認を得ないままに施設の建物・付帯設備等の造作・模様替えを行いかつ、その現状を回復しない場合。
 - (オ) 介護保険の認定結果が要介護状態で歩行、立位等に障害が見られ、各種在宅サービスを利用してもケアハウスでの生活が困難になった場合。
 - (カ) 金銭管理、各種サービスの利用について自分で判断することができない状態になった場合(夫婦で利用の場合は、配偶者ができれば良い)
 - (キ) 他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、または共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける場合。
 - (ク) その他、本契約の条項に違反し、甲の指示・指導に従わない場合。
- 2、 乙は、この契約を解除しようとするときは、30 日以上予告期間をもって、甲の定める契約解除届に必要事項を記載し提出しなければならない。
 - 3、 乙が病気療養等で 6 か月以上居室を不在とする場合は、甲、乙協議の上本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第 22 条 本契約は、乙が死亡したときに終了する。

- 2、 この場合、甲は乙及びその所有物を細心の注意をもって保管し、速やかに乙の親族及び身元保証人に連絡し、その責任において一切の処置をしてもらうこととする。
- 3、 乙の身元保証人は、前項の連絡を受けた場合は、速やかにその所有物を引き取り、居室を甲に引き渡さなければならない。
- 4、 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、その所有権が放棄されたものとみなし、甲においてこれを法に基づいて処分することができるものとする。

(補 則)

第 23 条 本契約に定め無き事項については、必要に応じて甲、乙双方が誠意を持って協議し決定することとする。

以上の通り契約したので、本書を2通作成し、甲、乙は、記名押印し各 1 通これを所持する。

令和 年 月 日

(甲) ケアハウス見晴台

住 所 群馬県前橋市金丸町 252-1

氏 名 施設長 阿部 美和子 印

(乙) 入 居 者

住 所 _____

本 籍 _____

氏 名 _____ 印

身元保証人

住 所 _____

氏 名(続柄) _____ 印

住 所 _____

氏 名(続柄) _____ 印